

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月から令和5年3月までの国民年金保険料(以下、「保険料」)は、月額16,590円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書のほか、クレジットカードや口座振替などで納めることができます。

●口座振替がお得で便利です

口座振替には①2年前納(4月～翌々年3月分)②1年前納(4月～翌年3月分)③6か月前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)④当月末振替(早割)⑤翌月末振替があり、まとめて前払い(前納)すると割引が適用されます。

手続きは、年金番号がわかるもの、通帳、金融機関届出印を持参し、ご希望の金融機関または岐阜南年金事務所へお申し出ください。(役場では受付ができませんのでご注意ください)

- 指定された期限までに保険料の納付がない場合は、延滞金が課せられたり、財産の差し押さえとなることがあります。
- 経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は保険料免除・納付猶予の制度がありますので、役場住民課または岐阜南年金事務所へご相談ください。

圃住民課 ☎388-1115

岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署

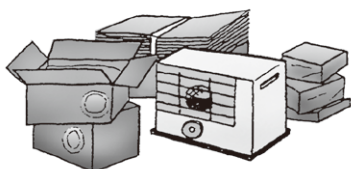
秋季全国火災予防運動

11月9日から15日までの期間、皆さんは何の日かご存じですか?これから火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、防災意識をより一層高め、火災発生を防ぎ、火災による死者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として「119番の日」の11月9日から7日間にわたり、秋季全国火災予防運動が実施されます。

全国火災予防運動は毎年春・秋の2回実施しており、今年度は「お出かけは マスク戸締り 火の用心」を全国統一防火標語に運動を行います。これを機会に防火への正しい知識や技術を習得し、家族や友人にも声をかけてみましょう。

火災の種類には地震火災もあります。地震火災を防ぐためには、家具類の転倒防止や安全装置などを備えた火気器具の普及を推進するなどの出火防止対策が必要となります。さらには、地域の防災訓練への参加といった地域ぐるみの防火対策が重要です。自分の命を守るために以下のポイントを心がけましょう。

火気使用場所の整理整頓



「いのちを守る10のポイント」

- ①寝たばこは、絶対にしない、させない
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く
- ⑤ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用
- ⑥住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ⑦部屋を整理整頓し、寝具、衣類やカーテンは防災品を使用
- ⑧火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し使い方を確認しておく
- ⑨お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し備えておく
- ⑩防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

「いのちを守る10のポイント」を一人ひとりが意識し、火災発生を未然に防ぎましょう。